



正本

副本直送済み

原 告 [REDACTED]

被 告 国 (処分行政庁 近畿財務局長)



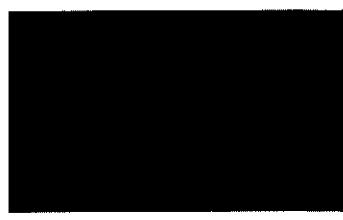
被告第1準備書面

平成29年4月27日

大阪地方裁判所第7民事部合議3係 御中

被告指定代理人





第1 請求の原因に対する認否	4
第2 事案の概要	6
第3 本件訴訟に至った経緯等	6
第4 本件不開示部分が情報公開法5条2号イに該当すること	9
1 情報公開法5条2号イの解釈等	9
2 本件への当てはめ	10
(1) 本件不開示部分のうち、本件文書の42条に記載されている情報が情報公開法5条2号イの不開示情報に該当すること	10
(2) 本件不開示部分のうち、売買代金及び売買代金を類推させる金額の記載等が情報公開法5条2号イに定める不開示情報に該当すること	14
(3) 本件不開示部分のうち、印影及び署名が情報公開法5条2号イの不開示情報に当たること	15
3 本件処分後の事情によって、本件不開示決定の適法性は否定されないこと	16
(1) 本件処分後の事実経過	16
(2) 本件処分後の対応は、事情変更によるものであって、本件不開示決定の適法性を否定するものではないこと	17
第5 結語	20

被告は、本準備書面において、請求の原因について認否し（後記第1）、事案の概要等（後記第2）及び本件訴訟に至った経緯等（後記第3）を述べた上で、被告の主張を明らかにする（後記第4）。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 原告の情報公開請求と被告の不開示決定処分」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」について

おおむね認める。ただし、「不開示決定通知書」とあるのは「行政文書開示決定通知書」（甲第2号証）が正しい。

(3) 「3」について

おおむね認める。ただし、「不開示決定通知書」とあるのは「行政文書開示決定通知書」（甲第2号証）が正しい。また、訴状記載の表の「不開示部分」欄の1つ目の欄には、「契約相手方の印影 収入印紙の消印 本契約書の契約印 契約相手方の署名」と記載されているが、「契約相手方の印影 収入印紙の消印 本契約書の契約印 本契約書裏表紙の契印 契約相手方の署名」が正しい。

2 「第2 本件処分の違法性について」について

(1) 前文（「被告が挙げる」から「以下のとおりである。」まで）について争う。

(2) 「1 本件事件の背景」について

ア 「(1)」について

(7) 第1文（「本件文書（契約書）」から「売却されたものである。」まで）について

認める。

(1) 第2文（「そしてこの訴外」から「運営している。」まで）について
学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）が幼稚園を運営していることは認め、その余は不知。

ただし、「塙本幼稚園」とあるのは、「塙本幼稚園幼児教育学園」（以下、単に「塙本幼稚園」という。）が正しい（乙第3号証）。

イ 「(2)」について

森友学園が、「本件文書の対象土地」を購入し、私立小学校の建設を進めていたことは認め、その余は不知。

ウ 「(3)」について

不知。

(3) 「2 隨意契約の売却代金公開の必要性」について

ア 「(1)」について

行政機関が保有する行政文書たる国有財産を公共随意契約で売却した際の売買契約書を対象として、情報開示請求がされた場合、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）5条各号に掲げられている不開示情報に該当する情報が記録されている場合を除き、当該開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないこと及び情報公開法は、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること等を目的としていること（情報公開法1条）は認める。

イ 「(2)」について

認める。

(4) 「3 非公開の違法性」について

ア 「(1)」について

「不開示の理由」を、近畿財務局長の原告に対する情報公開法9条1項に基づく平成28年9月27日付け行政文書開示決定通知書（甲第2号証）に記載された不開示とした理由と解した上で、認める。

- イ 「(2) アについて」について
争う。
- ウ 「(3) イについて」について
争う。
- エ 「(4) ウについて」について
争う。
- オ 「(5)」について
争う。
- 3 「第3 結び」について
争う。

第2 事案の概要

本件は、原告が、情報公開法に基づき、近畿財務局長に対し、大阪府豊中市野田町1501番に係る国有財産売買契約書（以下「本件文書」という。）の開示請求をしたところ、近畿財務局長が、原告に対して、本件文書の一部を開示とし、その余を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分のうち、別紙1の「不開示部分」欄の各部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示しない旨の決定（以下「本件不開示決定」という。）の取消しを求める事案である。

第3 本件訴訟に至った経緯等

1 原告による開示請求（甲第1号証）

原告は、平成28年9月2日付で、近畿財務局長に対し、「豊中市野田町1501番に係る国有財産売買契約書」（本件文書）の開示を請求した。

2 本件文書の存在及び内容（甲第3号証）

本件文書は、売扱人を被告、買受人を森友学園、売買物件を別紙2物件目録

記載の土地（以下「本件土地」という。）とする平成28年6月20日付け国有財産売買契約書である。

本件文書をもって締結された本件土地の売買契約（以下「本件契約」という。）には、次の内容の特約が定められている。

（1）21条（用途指定）

被告と森友学園は、本件土地について、22条ないし25条に定めるところにより用途指定の特約をする。

（2）22条（指定用途）

森友学園は、本件土地を売払申請書（乙第1号証）に添付した事業計画及び利用計画に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならぬ。

（3）23条（指定期日）

ア 1項

森友学園は、本件土地について、平成29年3月31日（以下「指定期日」という。）までに必要な工事を完了し、指定用途に供さなければならぬ。

イ 2項

森友学園は、本件契約締結の日から指定期日までに、被告の承認を得ないで本件土地を指定用途以外の用途に供してはならない。

（4）24条（指定期間）

森友学園は、本件土地を指定期日の翌日から平成38年6月19日まで（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。

（5）25条（権利の設定等の禁止）

森友学園は、本件契約締結の日から指定期間満了の日まで、被告の承認を得ないで、本件土地に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）を

し、若しくは本件土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

(6) 26条（買戻しの特約）

ア 1項

被告は、森友学園が本件契約の締結の日から買戻し期間満了の日までに、被告の承認を得ないで次の(ア)ないし(イ)に該当する行為をした場合には、本件土地の買戻しをすることができる。

(ア) 23条1項に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さなかつたとき

(イ) 24条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなつたとき

(ウ) 22条、23条2項及び24条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき

(エ) 25条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき

イ 2項

前項に定める買戻しの期間は、本件契約締結の日から10年間とする。

3 売払申請書（乙第1号証）

森友学園が被告に対して提出した平成28年6月9日付け普通財産売払申請書（乙第1号証）には、本件土地の使用目的が「小学校敷地」であると記載されている。

4 本件処分（甲第2号証）

近畿財務局長は、平成28年9月27日付で、原告に対し、本件文書のうち、その一部を不開示とし、その余を開示する決定（本件処分）をし、その旨を文書により通知した（甲第2号証）。

本件処分において不開示とされた部分（本件不開示部分）は、別紙1の「不

開示部分」欄記載の各部分のとおりであり、本件処分は、情報公開法5条2号イに基づき本件不開示部分を不開示としたものであり、その不開示とした理由は、別紙1の「不開示とした理由」欄記載の各理由のとおりである。

5 本件訴訟の提起

原告は、平成29年2月8日、大阪地方裁判所に本件訴訟を提起した。

第4 本件不開示部分が情報公開法5条2号イに該当すること

1 情報公開法5条2号イの解釈等

(1) 情報公開法は、行政機関の保有する行政文書の開示義務を定めるが（5条），法人に関する情報であって、「公にすることにより，当該法人等…の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（同条2号イ）は，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」でない限り（同号ただし書き），これを「不開示情報」とし，企業の経営上の秘密を保護する立法政策を採用している。

(2) ここでいう「権利」とは，「財産的権利だけではなく，信教の自由，集会・結社の自由，学問の自由などの憲法上の権利・自由のほか，法律上保護される権利を指し」（右崎正博ほか編「新基本法コンメンタール情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法」42ページ〔右崎正博〕），「競争上の地位」とは，「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す」と解されている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」56ページ）。また，「その他正当な利益」とは，生産技術上又は事業運営上のノウハウ，名譽や信用などのほか，法人又は個人の事業運営上法的保護に値する利益を広く含むものと解されている（右崎ほか編・前掲新基本法コンメンタール情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法42ページ〔右崎〕，総務省行政管理局編・前掲詳解情報公開法56ページ）。

(3) 他方、情報公開法 5 条 2 号ただし書きについては、「当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである」と解されている（総務省行政管理局編・前掲詳解情報公開法 56 ページ）。

(4) 不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があつた都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である（以上につき、総務省行政管理局編・前掲詳解情報公開法 42 ページ）。

2 本件への当てはめ

(1) 本件不開示部分のうち、本件文書の 42 条に記載されている情報が情報公開法 5 条 2 号イの不開示情報に該当すること

ア 森友学園に課せられた本件契約上の義務

前記第 3 の 2 及び 3 のとおり、本件契約は、被告（契約担当官：近畿財務局長）が、森友学園に対し、森友学園が小学校敷地として使用することを目的として本件土地を売却するため（前記第 3 の 2(1), (2), 3），森友学園は、本件契約を締結した平成 28 年 6 月 20 日から指定期日の平成 29 年 3 月 31 日までに、小学校として使用するための必要な工事を完了し、本件土地を小学校敷地に供さなければならず（前記第 3 の 2(3)ア），被告の承認なくして小学校敷地以外の用途に使用することが許されないこととされた（前記第 3 の 2(3)イ）。また、森友学園は、生徒

を集め、本件土地を指定期日の翌日（平成29年4月1日）から平成38年6月19日まで実際に小学校敷地に供さなければならず（前記第3の2(4)）、本件土地について権利の設定や所有権の移転は禁止され（前記第3の2(5)）、たとえ指定期間中、十分に生徒が集まらず、又は森友学園の資金繰りが苦しいなど、その理由・事情のいかんを問わず、森友学園は、小学校敷地として利用しなければならないこととされた。

そして、もし仮に、何らかの事情により、森友学園が、小学校敷地として本件土地を利用しない、それ以外の用途に利用する、又は本件土地について権利の設定や所有権の移転をするなどの行為があつた場合には、指定期間中、いつでも被告は、本件土地を買い戻すことができることとされ（前記第3の2(6)）、被告の買戻権の行使により、森友学園は、本件土地の所有権を喪失することとされた。

イ 本件文書の第42条の内容

本件不開示部分のうち、本件文書の42条には、本件土地の瑕疵の存在、内容、被告の瑕疵担保責任の免除等が記載されており、具体的には、本件土地に土壤汚染、地下埋設物（国土交通省が実施した掘削調査の深度より深い箇所の地下埋設物を含む。）、地耐力（地盤が構造物を支持できる強度）に関する瑕疵や、地表面及び地中に陶器片、ガラス片、木くず、ビニール等のごみが存在するなどの瑕疵が存在し、それら一切の瑕疵の存在を森友学園が了承の上、買い受けることなどの記載がされていた。

ウ 本件土地に土壤汚染等の瑕疵が存在していたという事実は、たとえ浄化が完了しても本件土地の利用につき、強い心理的嫌悪感を抱かせる情報であること

過去に土壤汚染が存在し、その浄化が完了した物件に対する購入・賃貸借の意思について財団法人日本不動産研究所が行った調査によれば、浄化完了の物件を購入する意思については、2002年の調査では62パーセ

ントが、2003年の調査では65パーセントが、過去に汚染の事実がある以上買わないと回答し、浄化完了の物件を賃借することについては、62パーセントが、過去に汚染の事実がある以上借りないと回答している。また、土壤汚染の浄化が完了したマンションや土地の購入を検討する場合の考え方について、2003年に行われた調査では、42パーセントが何年経過していても購入しないと回答し、土壤汚染の浄化が完了したマンションや土地の賃借を検討する場合の考え方についての調査では、36パーセントが何年経過していても借りることはないと回答している（以上につき、川口有一郎ほか「土壤汚染リスクと不動産評価の実務」245ないし249ページ〔乙第2号証〕）。

このように、たとえ土壤汚染の浄化が完了したとしても、かつて土壤汚染が存在していた土地であるという事実があるだけで、一般人においては、当該土地に対し、強い心理的嫌悪感を抱かせることが認められる。

そうすると、このような心理的嫌悪感を強く抱かせる土壤汚染に加え、地耐力の瑕疵、地下埋設物やプラスチック片等のごみの存在など様々な瑕疵が存在していたという事実は、土壤汚染のみが存していた場合以上に、本件土地の利用につき、一般人に強い心理的嫌悪感を抱かせることが容易に推認できる。

エ 森友学園の小学校経営を取り巻く環境

(ア) 小学校は、義務教育であり（学校教育法16条、17条1項），基本的に無償とされる（教育基本法5条4項，学校教育法6条ただし書き）。

そのため、少子化の現代社会において、森友学園が、有償である私立小学校を開設し、同校の生徒を安定的に確保し、本件契約によって指定された用途に従って小学校経営を続けていくためには、開設される小学校の評判及び小学校の経営主体である森友学園の評判が非常に重要であった。

- (イ) 森友学園は、大阪市淀川区塚本で塚本幼稚園を運営しており（乙第3号証），塚本幼稚園の園児の一部が卒園後に本件土地で開設される小学校に入学することは一応見込まれるもの、森友学園が運営する塚本幼稚園の所在地と本件土地の所在地とでは、異なる市区町村にまたがっているため（塚本幼稚園の所在地につき乙第4号証）、塚本幼稚園に通っていた園児が必ずしも本件土地で開設される小学校に入学するとは限らない状況であった。
- (ウ) また、本件土地の周辺には、公立の豊中市立野田小学校（本件土地から約300メートル。乙第5号証）を始めとして、競合する小学校が存在していたため、生徒募集の点において、森友学園は、他校と競争関係にあった。

オ 本件文書の42条に記載された情報が情報公開法5条2号イに該当すること

以上のとおり、近畿財務局長が本件処分をした当時、森友学園は、被告との間で、買戻し特約付きの本件契約を締結し、本件土地を取得することによって、本件土地において、新たに小学校を開設し、小学校に通う生徒を募集・確保し、小学校運営事業に新規に参入しようとしたところであった。

しかしながら、本件文書の42条には、本件土地の利用者に対し、強い心理的嫌悪感を抱かせる土壤汚染等の情報が記載されていた。

そうすると、本件土地において新たに小学校を開設し、当該小学校に通う生徒を募集し、小学校運営の事業に新規参入しようとしている森友学園にとって、小学校の評判及びそれを運営する森友学園の評判が非常に重要であるにもかかわらず、小学校が開設される本件土地に土壤汚染等が存在していたという強い心理的嫌悪感を抱かせる情報が記載された本件文書の42条の内容が公になれば、たとえその浄化が完了していたとしても、子

を通わせる小学校を選択する保護者に対し、かつて土壤汚染等があった土地に開設される小学校であるとして、子の小学校入学に強い心理的嫌悪感を生じさせることとなり、森友学園の小学校経営における競争上の地位や事業運営上の利益が害されることになる。

したがって、本件文書の42条に記載された情報は、情報公開法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

カ 本件文書の42条の情報が情報公開法5条2号ただし書きに該当しないこと

他方、本件文書の42条を公にすることが、情報公開法5条2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に必要であると認められる事情はない。

キ 小括

以上のとおり、本件文書の第42条に記載された情報は、情報公開法5条2号イの不開示情報に当たる。

(2) 本件不開示部分のうち、売買代金及び売買代金を類推させる金額の記載等が情報公開法5条2号イに定める不開示情報に該当すること

ア 本件不開示部分のうち、金額の記載部分及び収入印紙は、全て本件契約の売買代金又は同売買代金を類推させる金額（以下「売買代金等」という。）の記載等である。

イ 訴状6ページで指摘されているように、本件土地の道を挟んで向かい側の大阪府豊中市野田町1505番の土地（以下「訴外土地」という。）は、平成22年に被告から豊中市に売却されているが、その売買代金は14億2386万3000円であった（乙第6号証）。訴外土地の面積は9492.42平方メートルであるから（同号証）、1平方メートル当たりの金額は15万円となるのに対し、本件土地の面積は8770.43平方メー

トルであるから、仮に1平方メートル当たりの金額が同じ15万円であるとして計算すると、13億1556万4500円となる。

しかしながら、本件土地の売買代金は1億3400万円であるから、1平方メートル当たりの金額を計算すれば、1万5278円余となり、訴外土地と比べて本件土地の1平方メートル当たりの売買代金額がかなり低くなっていることが認められる。

そのため、本件文書のうち、売買代金等だけを見ると、本件土地が不当に安く売却されているとの印象を与える内容となっている。

ウ そうすると、前記(1)のとおり、本件土地において、小学校を開設し、新規に小学校運営事業に参入しようと生徒を募集している状況にある森友学園にとって、森友学園が当該小学校の敷地を不当に低廉な金額で取得したかのような印象を与える売買代金等の情報を開示することは、小学校運営を行う森友学園の信用、名誉を低下させるとともに、それにより、小学校の評判及び生徒募集に悪影響を与えることとなり、森友学園の小学校経営における競争上の地位や事業運営上の利益を害することになる。

エ したがって、本件文書の売買代金等の記載情報は、情報公開法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

オ 他方、本件文書の売買代金等の情報を公にすることが、情報公開法5条2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に必要であると認められる事情はない。

カ 以上のとおり、本件文書の売買代金等の情報は、情報公開法5条2号イの不開示情報に当たる。

(3) 本件不開示部分のうち、印影及び署名が情報公開法5条2号イの不開示情報に当たること

ア 本件不開示部分のうち、本件文書に押印された印影は、森友学園の登録

印によるものである。また、本件不開示部分のうち、本件文書に記載された署名は、森友学園の代表者（理事長）の署名である。

イ 法人の登録印は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしている。また、法人の代表者の署名は、民事訴訟法において、署名があれば、真正に成立したものと推定されるとされ（民事訴訟法228条4項），印影と並んで記載事項の内容が真正なものであることを示す重要な効果が与えられている。

しかしながら、近時のコンピューター、スキャナー等による複写技術の高度化により、印影及び署名の偽造が比較的容易に行われ得る状況が生じている。

そのため、法人の登録印の印影及び法人の代表者の署名が開示されると、偽造等によって、当該法人に財産的損害を及ぼすおそれがある（東京地方裁判所平成15年9月5日判決・訟務月報50巻5号1548ページ参照）。

ウ したがって、本件文書に押印されている印影及び記載された署名は、情報公開法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

エ 他方、本件文書に押印された印影及び記載された署名を公にすることが、情報公開法5条2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に必要であると認められる事情はない。

オ 以上のとおり、本件文書に押印された印影及び記載された署名は、情報公開法5条2号イの不開示情報に当たる。

3 本件処分後の事情によって、本件不開示決定の適法性は否定されないこと

(1) 本件処分後の事実経過

原告が平成29年2月8日に本件訴えを提起したことを受け、同月9日、新聞各紙は、本件土地の売買代金が非公表であることを取り上げ広く報道し

た（乙第7号証の1ないし4）。

新聞記事の中には、本件土地の登記記録に記載された買戻金額1億3400万円の記載から、本件契約の売買代金額が同額であると予測し、買戻金額と本件契約の売買代金額が同額であることを森友学園の理事長に確認したこと、この売買代金額は、本件土地の近隣の土地（訴外土地）の売却価格の約10分の1であることを取り上げたものもあった（乙第7号証の1）。

森友学園は、上記報道を受けて、同日、近畿財務局長に対し、本件契約の売買代金額を公表することに同意する旨の書面を提出した（乙第8号証）。

そこで、近畿財務局は、同月10日、近畿財務局ホームページにおいて、本件契約の売買代金額を公表した（乙第9号証）。また、財務省は、同日、国会議員の求めに応じ、国会議員に対し、本件文書の写しを含む本件土地についての関係資料を提示（提供）した。このとき国会議員に提供した本件文書の写しは、署名及び印影以外の部分にマスキングされていない状態であった。

(2) 本件処分後の対応は、事情変更によるものであって、本件不開示決定の適法性を否定するものではないこと

ア 売買代金額等について

情報公開法は、前記1(1)のとおり、法人に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法5条2号イ）は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」でない限り（同号ただし書き）、これを「不開示情報」とし、企業の経営上の秘密を保護する立法政策を採用している。

この点、本件処分当時、本件不開示決定部分のうち売買代金等の情報が、情報公開法5条2号イに当たる不開示情報であったことは、前記2(2)で述べたとおりである。

すなわち、近畿財務局長は、本件文書の売買代金等を公にすれば、本件土地は、森友学園に対し、不当に安く売却されているとの印象を与え、森友学園の信用、名譽を低下させ、また、森友学園の小学校経営における競争上の地位や事業運営上の利益を害するとして、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当するとしていたが、本件契約の売買代金が近隣地に比較して10分の1程度である等の報道がされた以上、森友学園が上記印象を免れ、森友学園の小学校経営における競争上の地位や事業運営上の利益が害されるのを避けるためには、本件契約の売買代金及びその減価要因を説明することは不可避であり、これらの公表をしなければ、かえって森友学園の信用、名譽を傷つけ、小学校経営における競争上の地位及び事業運営上の利益が害されるおそれが生じた。

加えて、森友学園自身が、前記報道を受けて、本件契約の売買代金についての公表に同意する旨の書面を近畿財務局長に対して提出した（乙第8号証）。

以上のとおり、本件文書のうち、売買代金額等については、本件契約を取り巻く状況の変化に応じ、情報公開法の不開示情報たる企業の経営上の秘密として保護する必要性、相当性が失われたものであり、そのため、近畿財務局は、本件文書のうち、売買代金等について公表に至ったものであって、本件不開示決定後に生じた事情の変更に伴つてした同公表という本件不開示決定後の事情は、本件不開示決定の適法性を否定するものたり得ない。

なお、国會議員に対する情報提供は、情報公開法に基づいてされる開示決定ではなく、国会が、記録の提出要求を含む国政調査権（憲法62条）を有することを踏まえた上で、国会の審理、質疑応答等に必要な情報を提供するものであって、その性質、内容は異なるものであるから、情報公開法における開示の範囲・程度と国會議員への情報提供の範囲・程度を比較

して、情報公開法に基づく処分の適否を判断すべきではない。

イ 本件文書の42条に記載された情報について

売買代金額のみを公表し、本件文書の42条を開示しない場合、減価要因が一切示されないまま、金額のみが開示されることとなる。

そうなれば、既に平成29年2月9日の時点で、本件土地の売却代金が近隣地と比較して約10分の1であるとの報道がされていたことをも踏まえると（乙第7号証の1）、森友学園が不当に安く国有地を買い受けたとの疑いが生じ、それが小学校を巡る森友学園に対する疑惑として報道されることは容易に予測がつく状況にあった。また、その疑惑を払拭するためには、本件土地の売買代金の減価要因が記載された本件文書の42条の内容を説明することが、必要不可欠なことであり、本件文書の42条の内容を公表することは、不可避な状況にあった。

さらに、本件文書の42条は、前記2(1)で述べたとおり、その情報が開示されれば、森友学園の小学校経営における競争上の地位や事業運営上の利益が害されるおそれがあるとは認められるものの、他方で、減価要因を説明せず、本件土地を不当に安く購入したとの印象を払拭できなければ、森友学園は、開設しようとしている小学校のみならず、森友学園が運営する塙本幼稚園の生徒募集等の事業運営上の利益や森友学園の信用、名誉が害されるおそれがあり、本件土地の売買代金額を公表することが上記報道の状況から避けられない以上、その際に、本件文書の42条をも併せて開示する場合に比して、本件文書の42条を開示しない場合の方が、森友学園が被る不利益が大きくなることが予想された。

このように、不開示情報として本件文書の42条の不開示を継続することは、企業の経営上の秘密を保護し、企業の正当な利益を保護しようとした情報公開法の趣旨（前記1(1)）に反する結果となる状況にあった。

加えて、本件契約の売買代金額が不当な金額ではないことを説明するに

当たり、本件文書の42条の内容の説明が不可避である状況に照らせば、森友学園においては、本件土地の売買代金の減価要因である本件文書の42条についても、黙示的にその公表に同意したものと解された。

以上のとおり、本件処分後、本件文書の第42条の内容を公表しなければ、森友学園は、同内容を開示しない場合に比して、より重大な不利益を被るおそれが生じる状況になったと認められ、かつ、そのような状況において、森友学園自身が、本件文書の42条の内容を公表することにつき、黙示的に同意していると解されたため、近畿財務局は、本件文書のうち、本件文書の42条について開示の方針に転換したものであって、本件不開示決定後に生じた事情の変更に伴つてした方針の転換という本件不開示決定後の事情は、本件不開示決定の適法性を否定するものたり得ない。

ウ 本件文書の印影及び署名部分について

なお、本件文書の印影及び署名部分は、報道機関による報道及び同報道を受けて森友学園が行った本件契約の売買代金額の公表の同意とは無関係であるから、情報公開法5条2号イの不開示情報に当たることに変わりはない。

第5 結語

以上のとおり、本件不開示決定は適法であるから、原告の請求は理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

別紙

不開示とした部分とその理由

(注)行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」と記載する。)

対象文書名及び内容	不開示部分	根拠条文 (法第5条)	不開示とした理由
国有財産売買契約書 (平成28年6月20日付ES第28号)	契約相手方の印影 収入印紙の消印 本契約書の契約印 本契約書裏表紙の契印 契約相手方の署名	第2号イ	当該部分を公にした場合、印影及び署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
	収入印紙		当該部分を公にした場合、売買代金が類推され、契約相手方の事業遂行に影響を及ぼすおそれがあり、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
	第2条 第1項、第2項の売買代金等の金額		当該部分を公にした場合、契約相手方の事業遂行に影響を及ぼすおそれがあり、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
	第3条 第1項、第2項、第3項の金額		
	第4条の金額		当該部分を公にした場合、売買代金が類推され、契約相手方の事業遂行に影響を及ぼすおそれがあり、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
	第5条の延納代金、延納利息及び合計額		
	第30条 第1項第1号、第2号、第2項、第3項の違約金		
	第42条		当該部分を公にした場合、契約相手方の事業遂行に影響を及ぼすおそれがあり、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
	別紙第1の担保価値		当該部分を公にした場合、売買代金が類推され、契約相手方の事業遂行に影響を及ぼすおそれがあり、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため

別紙2

物 件 目 錄

所 在 豊中市野田町
地 番 1501番
地 目 宅地
地 積 8770.43 平方メートル